

金融変化対策貸付のご案内

金融機関の相当程度の合理化に伴い、借入が減少している方又は金融機関の合併や事業譲渡等により資金調達が困難になり、経営の安定に支障が生じている方への資金供給の円滑化を図ります

1 融資対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方

(1) 県内で1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき、市町長の認定を受けた方

※ 中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定要件（次のすべてに該当すること）

ア 経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入残高が金融機関からの総借入残高に占める割合が10%以上あること。

イ 指定金融機関からの直近の借入残高が前年同期比で10%以上減少していること。

ウ 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少していること。

(2) 県内で事業を営む中小企業者及び組合等で次のいずれかに該当する方

ア 合併や事業譲渡等を行う金融機関と正常な取引があり、資金調達に支障が生じており、その融資取引が確認でき、かつ中長期的に経営の安定が見込める方

イ 破綻金融機関と金融取引があり、資金調達に支障をきたしているとして、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき市町長の認定を受けた方

2 融資条件

融資限度額	5,000万円
融資利率	年1.50%（固定利率）
融資期間	7年以内（うち据置1年以内）
資金使途	運転資金
担保・保証人	保証協会の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	保証をつける

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321
又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。